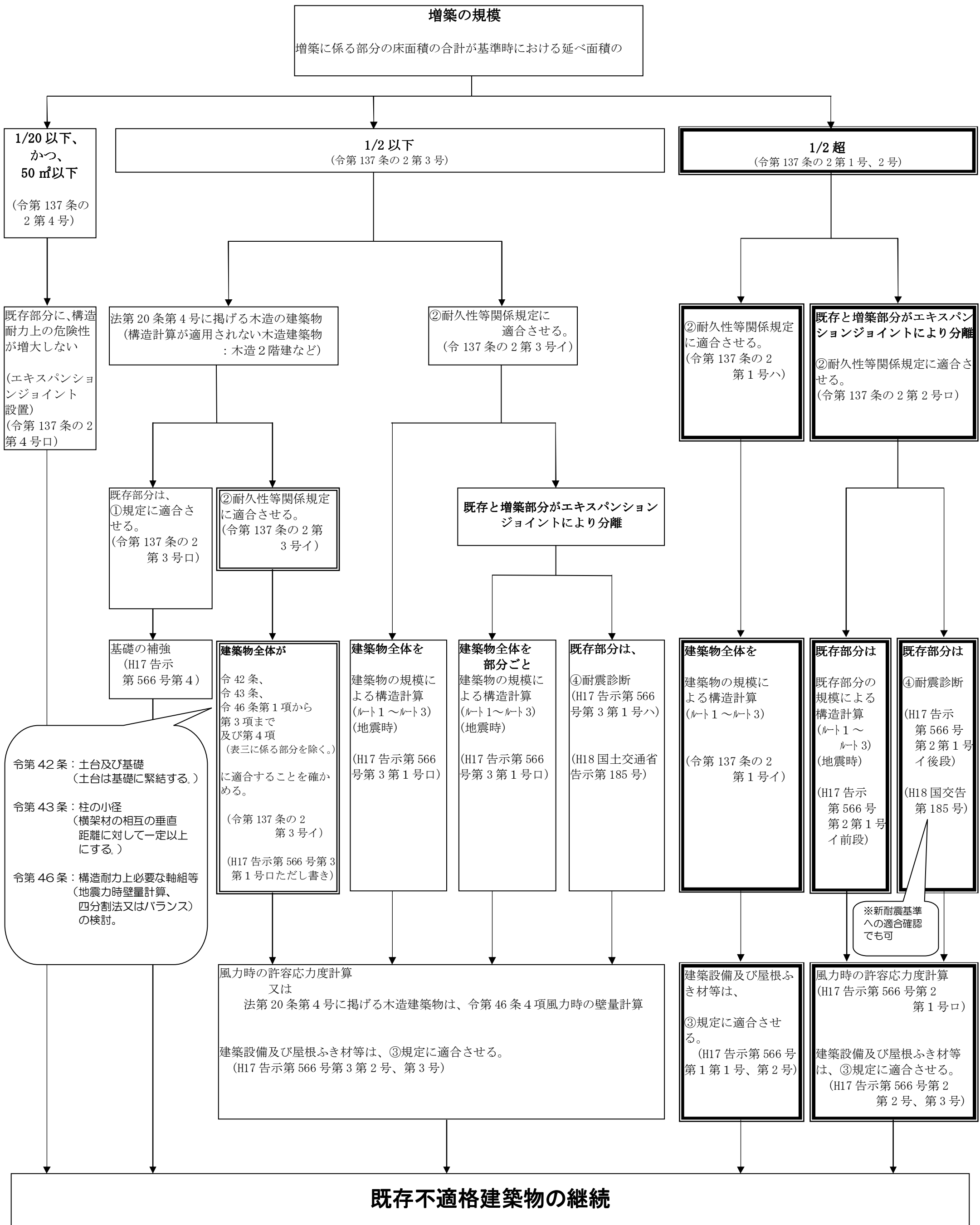


### <既存部分の処理方法>

## 増築のやり方



(増築部分はもちろん現行法にあわせること。)

## ①規定

### 共通

- 第 36 条の 2 (地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)
- 第 36 条の 3 (構造設計の原則、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震に構造耐力上安全)
- 第 37 条 (構造部材の耐久、構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽)
- 第 38 条 1 項 (基礎の安全性)
  - 5 項 (基礎ぐいの安全性)
  - 6 項 (木ぐいの常水面下)
- 第 39 条 (屋根ふき材等の緊結)

### 木造

- 第 40 条 (適用の範囲)
- 第 41 条 (木材、節、腐れによる耐力上の欠点)
- 第 42 条 (土台及び基礎、土台は、基礎に緊結)
- 第 43 条 (柱の小径)
- 第 44 条 (はり等の横架材、欠込みをしてはならない)
- 第 45 条 (筋かい、その端部を、金物で緊結)
- 第 46 条 (構造耐力上必要な軸組等)
- 第 47 条 (構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)
- 第 48 条 (学校の木造の校舎)
- 第 49 条 (外壁内部等の防腐措置等)
- 第 50 条 削除

### 組積造

- 第 51 条 (適用の範囲)
- 第 52 条 (組積造の施工)
- 第 53 条 削除
- 第 54 条 (組積造の壁の長さ)
- 第 55 条 (組積造の壁の厚さ)
- 第 56 条 (臥梁)
- 第 57 条 (開口部)
- 第 58 条 (壁のみぞ)
- 第 59 条 (鉄骨組積造である壁)
- 第 59 条の 2 (補強を要する組積造)
- 第 60 条 (手すり又は手すり壁)
- 第 61 条 (組積造のへい)
- 第 62 条 (組積造の構造耐力上主要な部分等のささえ)

### 補強コンクリートブロック造

- 第 62 条の 2 (適用の範囲)
- 第 62 条の 3 削除
- 第 62 条の 4 (補強コンクリートブロック造の耐力壁)
- 第 62 条の 5 (補強コンクリートブロック造の臥梁)
- 第 62 条の 6 (目地及び空洞部)
- 第 62 条の 7 (補強コンクリートブロック造の帳壁)
- 第 62 条の 8 (補強コンクリートブロック造の塀)

### 鉄骨造

- 第 63 条 (適用の範囲)
- 第 64 条 (材料)
- 第 65 条 (圧縮材の有効細長比)
- 第 66 条 (柱の脚部は、基礎に緊結しなければならない。)
- 第 67 条 (鋼材の接合)
- 第 68 条 (高カボルト、ボルト及びリベット)
- 第 69 条 (斜材、壁等の配置)
- 第 70 条 (柱の防火被覆)

### 鉄筋コンクリート造

- 第 71 条 (適用の範囲)
- 第 72 条 (コンクリートの材料)
- 第 73 条 (鉄筋の継手・定着、鉄筋の末端は、かぎ状折曲)
- 第 74 条 (コンクリートの強度)
- 第 75 条 (コンクリートの養生)
- 第 76 条 (型わく及び支柱の除去)
- 第 77 条 (柱の構造、帯筋の間隔は、15 cm)
- 第 77 条の 2 (床版の構造)
- 第 78 条 (はりの構造)
- 第 78 条の 2 (耐力壁)
- 第 79 条 (鉄筋のかぶり厚さ)

### 鉄骨鉄筋コンクリート造

- 第 79 条の 2 (適用の範囲)
- 第 79 条の 3 (鉄骨のかぶり厚さ)
- 第 79 条の 4 (鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第五節及び第六節の規定の準用)

### 無筋コンクリート造

- 第 80 条 (無筋コンクリート造に対する第四節及び第六節の規定の準用)

### 構造方法に関する補則

- 第 80 条の 2 (構造方法に関する補則)
- 第 80 条の 3 (土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

## ②耐久性等関係規定

第 36 条（構造方法に関する技術的基準）

第 36 条の 2（地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第 36 条の 3（構造設計の原則、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震に構造耐力上安全）

第 37 条（構造部材の耐久、構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽）

第 38 条 1 項（基礎の安全性） 5 項（基礎ぐいの安全性） 6 項（木ぐいの常水面下）

第 39 条 1 項（屋根ふき材等の緊結）

木造

第 41 条（木材、節、腐れによる耐力上の欠点）

第 49 条（外壁内部等の防腐措置等）

鉄骨造

第 70 条（柱の防火被覆）

鉄筋コンクリート造

第 72 条（コンクリートの材料）

第 74 条（コンクリートの強度）

第 75 条（コンクリートの養生）

第 76 条（型わく及び支柱の除去）

第 79 条（鉄筋のかぶり厚さ）

鉄骨鉄筋コンクリート造

第 79 条の 3（鉄骨のかぶり厚さ）

構造方法に関する補則

第 80 条の 2（構造方法に関する補則）

## ③規定

第 129 条の 2 の 4（建築設備の構造強度） 第 3 号（建築物に設ける屋上から突出する水槽等の構造計算）

第 129 条の 2 の 5（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造） 第 1 項第 2 号（貫通配管） 第 3 号（昇降路内に設けないこと）

第 129 条の 4（エレベーターの構造上主要な部分）

第 129 条の 5（エレベーターの荷重）

第 129 条の 8（エレベーターの駆動装置及び制御器） 第 1 項（震動によって転倒又は移動しないようにしなければならない）

その他（衝撃に対して安全なものとする）

昭和 46 年建設省告示第 109 号（屋根ふき材等）

## ④耐震診断

(平成 18 年国交省告示第 185 号：地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 3 号の耐震診断を行った結果、「地震に対して安全な構造であることが確かめられこと。」

### 木造の建築物の場合：掲げる基準に適合

#### 第 1 第 1 号

イ、第 41 条（木材、節、腐れによる耐力上の欠点）

第 42 条（土台及び基礎、土台は、基礎に緊結） 1 項かつこ書（柱を基礎に緊結）除く、 2 項かつこ書（平屋 50 m<sup>2</sup>除外）除く

第 43 条（柱の小径）

第 44 条（はり等の横架材、欠込みをしてはならない）

第 45 条（筋かい、その端部を、金物で緊結）

第 46 条（構造耐力上必要な軸組等）

第 47 条（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口）

第 48 条（学校の木造の校舎）

第 49 条（外壁内部等の防腐措置等）

ロ、柱下部、土台及び基礎は構造上安全なものであること

ハ、令第 46 条 4 項地震時の壁量計算を行う （木造平屋かつ 50 m<sup>2</sup>以下は、不要）

ニ、(1)、地震力による許容応力度等計算を行うこと

(2)、 第 82 条の 2（層間変形角）

第 82 条の 3（剛性率、偏心率等）

第 82 条の 4（保有水平耐力） （法第 6 条 1 項 4 号建築物（木造 2 階等は、「ニ」検討不要）

#### 第 1 第 3 号（建築設備及び屋根ふき材等）

### S、RC、SRC 造の建築物の場合：掲げる基準に適合

#### 第 1 第 2 号

各階の構造耐震指数、各階の保有水平耐力に係る指数を求め、危険性が低いと判断されること。

#### 第 1 第 3 号（建築設備及び屋根ふき材等）

イ、屋根ふき材等脱落しないこと

ロ、水槽、煙突等安全なものとする

ハ、配管設備安全なものとする

ニ、11 階以上の屋上冷却塔設備は地震力によって脱落しないこと

ホ、エレベーター地震時に支障がないこと

### 第 2 耐震診断の結果に基づき、耐震改修

他の耐震診断方法（抜粋）

	耐震診断の方法	対応する告示の規定
(1)	(財) 日本建築防災協会による 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」	告示第 1 第 1 号イからハまで
(2)	(財) 日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」	告示第 1 第 2 号
(3)	(社)プレハブ建築協会による 「木質系工業化住宅の耐震診断法」	告示第 1 第 1 号
(4)	(社)プレハブ建築協会による 「鉄鋼質系工業化住宅の耐震診断法」	告示第 1 第 2 号
(5)	(社)プレハブ建築協会による 「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	告示第 1 第 2 号
(6)	(財) 日本建築防災協会による 「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」	告示第 1 第 2 号
(7)	(財) 日本建築防災協会による 「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	告示第 1 第 2 号
(8)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 以降における建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであること。	指針第 1 第 1 号及び第 2 号

⑤改正履歴

昭和 46 年	令 38 条(摩損の防止)⇒(基礎)	異種基礎の併用の禁止、木造平屋以外への常水面上の木ぐいの禁止
	令 39 条(屋根瓦等の緊結)、 令 39 条の 2 (帳壁の緊結等) ⇒令 39 条(屋根ふき材等の緊結)	屋根・帳壁以外に内装材、広告塔、装飾等を規制対象に加えた。 令 39 条の 2 を削除、昭和 46 年建設省告示第 109 号により 屋根・帳壁の風圧力(速度圧、風力係数を決めた)、地震力に対して安全基準明確化。
	令 42 条(土台)	土台は一体の鉄筋コンクリート又は、無筋コンクリート造布基礎に緊結
	令 46 条(構造耐力上必要な軸組等)	風圧力についても必要壁量を設定
	令 77 条(柱の構造)	帯筋の径 6mm 以上、間隔 15cm 以下(梁の上下 10cm)に強化
昭和 53 年	令 39 条(屋根ふき材等の緊結)	高さ 31m 超建築物に加え、3 階建以上にも基準を設けた。 Fix に硬化性シーリング材の使用を禁止(昭和 53 年 10 月建告第 1622 号)
昭和 56 年	令 42 条(土台)⇒(土台及び基礎)	軟弱地盤区域は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結
	令 46 条(構造耐力上必要な軸組等)	軸組の倍率の低減(壁量の強化)、3 階建必要壁量設置、風圧力必要壁量強化
	令 61 条(組積造のへい)	組積造のへい高さを、2m から 1.2m 以下に強化
	令 62 条の 8 (補強コンクリートブロック造の塀)	補強コンクリートブロック造のへい高さを、3m から 2.2m 以下に強化
	令 67 条(接合)	溶接又はリベット接合に高力ボルト接合が追加
	令 77 条(柱の構造)	帯筋比 0.2% 以上の規定を新設
	令 78 条の 2 (耐力壁)	耐力壁、壁式の配筋方法を規定
	令 81 条の 2 (超高層建築物の特例)	高さが 60m 超える建築物の構造計算規定
	令 82 条の 2 (層間変形角)	木造建築物等以外の建築物(特定建築物)は層間変形角を確認すること
	令 82 条の 3 (剛性率、偏心率等)	木造建築物等以外の建築物(特定建築物)で 31m 以下は剛性率、偏心率等を確認すること
	令 82 条の 4 (保有水平耐力)	木造建築物等以外の建築物(特定建築物)で 31m 超は保有水平耐力を確認すること
平成 12 年	令 38 条(基礎)	具体的な構造形式を明確化。H12 建告第 1347 号
	令 39 条⇒令 82 条の 5 (屋根ふき材等の構造方法)	令 39 条に仕様規定、令 82 条の 5 (新設)風圧力による検証構造方法を定めた。H12 建告第 1458 号(屋根ふき材等の構造方法を新設)
	令 42 条(土台及び基礎)	基礎の構造形式の基準を令 38 条 H12 建告第 1347 号に移動
	令 46 条(構造耐力上必要な軸組等)	耐力壁の配置方法に関する技術基準を明確化 H12 建告第 1351 号(小屋裏物置面積)、H12 建告第 1352 号(1/4 分割バランス)、S56 建告第 1100 号(軸組の倍率)
	令 47 条(構造耐力上主要な部分である継手、仕口)	継手・仕口の形状、接合部材の種類等の技術基準を明確化 H12 建告第 1460 号
	令 66 条(柱の脚部は、基礎にアンカーボルトで緊結。)	露出・根巻・埋込形式柱脚の仕様の明確化 H12 建告第 1456 号
	令 67 条(鋼材の接合)	鋼材の溶接等の接合部の技術基準を明確化 H12 建告第 1464 号
	令 73 条(鉄筋の継手・定着)	鉄筋の継手のガス圧接の構造方法を明確化 H12 建告第 1463 号
	令 81 条(適用)	限界耐力計算を追加
	令 81 条の 2 (超高層建築物の特例)	超高層建築物の構造計算明確化 H12 建告第 1461 号(時刻歴応答解析)
	令 82 条(許容応力度等計算)	H12 建告第 1459 号(建築物の使用上支障が起きない確認方法)
	令 82 条の 6 (限界耐力計算)	限界耐力計算の手法の位置付 H12 建告第 1457 号
	令 86 条(積雪荷重)	計算方法の改正 H12 建告第 1455 号(多雪区域指定)
	令 87 条(風圧力)	計算方法の改正 H12 建告第 1454 号(E、V <sub>0</sub> 、風力係数の数値)
令 89 条・令 95 条(木材)、令 90 条・令 96 条(鋼材等)、 令 91 条・令 97 条(コンクリート)、令 92 条・令 98 条(溶接)	許容応力度及び材料強度の見直し H12 建告第 1452 号、H12 建告第 1451 号、H12 建告第 1450 号	
平成 15 年	令 67 条(鋼材の接合)令 68 条(高力ボルト、ボルト及びリベット)	ボルト接合の構造計算の基準を明確化 H15 国土告第 995 号
平成 19 年	告示第 592 号(構造計算の方法)	応力解析や保有水平耐力の解析方法を明確化
	告示第 593 号(鉄骨造において設計ルート 1-2 の計算)	鉄骨造ルート 1-1 : (地階を除く階数 3 以下、高さ 13m 以下、軒高 9m 以下、スパン 6m 以下、延べ床面積 500 m <sup>2</sup> 以内)、接合部が保有耐力接合、標準せん断力を 0.3 以上、冷間成形角形鋼管の設計法 鉄骨造ルート 1-2 : (地階を除く階数 2 以下、スパン 12m 以下、延べ床面積 500 m <sup>2</sup> 以内(平屋建ては 3,000 m <sup>2</sup> 以内)、接合部が保有耐力接合、標準せん断力を 0.3 以上、冷間成形角形鋼管の設計法
	告示第 594 号(保有水平耐力計算及び許容応力度等計算)	開口付き耐力壁の条件(開口周比、せん断剛性低減率、せん断耐力低減率の規定) 耐力壁を有する剛節架構に作用する応力の割増し 架構の不静定次数が低い建築物に作用する応力の割増し 水平震度、鉛直震度による突出部分に作用する応力の割増し 層間変位の計算方法 保有水平耐力の基本事項(崩壊メカニズムの確認、荷重分布の取り扱い) 冷間成形角形鋼管(ルート 3)に関する取り扱い 鉄筋コンクリート造(ルート 3)における靱性の確保 塔状比が 4 を超える建築物に関する規定

※不適格条文となる改正内容につきましては、建設当時の基準をお調べください。